

-----  
**内水面漁場管理  
委員会指示**  
-----

**高知県内水面漁場管理委員会指示第105号**

県内の河川等の内水面及びこれらと接続して一体を成す水面（以下「内水面等」という。）におけるにほんうなぎの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項本文の規定に基づき、令和6年2月26日に、次のとおり指示した。

令和6年3月8日

高知県内水面漁場管理委員会会長 林田 千秋

（採捕の制限）

- 1 県内の内水面等において、10月1日から翌年3月31日までの間、全長21センチメートルを超えるにほんうなぎを採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - （1）高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第47条第1項の知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合
  - （2）国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が、にほんうなぎに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他の関与を受けて採捕する場合を含む。）

（指示の有効期間）

- 2 この指示の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

高知県内水面漁場管理委員会指示

○内水面等におけるにほんうなぎの採捕に係る指示